



# 鳥取県公報

平成17年3月16日(水)

号外第28号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 提出書類等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則(9)(総務課)..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

提出書類等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 次の資金貸付の申込書に添付する書類のうち健康診断書を不要とすることとした。(第2条～第4条関係)
  - (1) 介護福祉士等修学資金
  - (2) 看護職員修学資金
  - (3) 理学療法士等修学資金
- 2 次の学校の入学願書への添付書類のうち健康診断書を不要とするとともに、退学願への添付書類を不要とすることとした。(第5条～第7条、第17条関係)
  - (1) 鳥取県立鳥取看護専門学校
  - (2) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校
  - (3) 鳥取県立歯科衛生専門学校
  - (4) 鳥取県立農業大学校
- 3 次の表の申請等の内容の欄に掲げる申請書等の添付書類のうち、同表の書類の欄に掲げる書類を不要とすることとした。(第1条、第8条～第14条、第16条、第18条関係)

申請等の内容	書 類
県立自然公園事業執行承認申請	定款、寄附行為又は規約、登記簿謄本等
県立自然公園事業譲渡承認申請	定款、寄附行為又は規約、登記簿謄本等
希少野生動植物保護管理事業認定申請	申請者の略歴を記載した書類等
化製場等構造設備以外変更届	設置者の住所変更の事実を証する書類
温泉ゆう出路しゅんせつ等届	工事の施行方法を明らかにした図面
魚介類行商許可申請	法人の定款
製菓衛生師試験受験願	履歴書
製菓衛生師名簿登録消除申請	死亡等の事実を証する書類
飲食店営業等許可申請	法人の定款
飲食店営業等許可証再交付申請	営業許可証の亡失理由を記載した書面
食鳥処理事業許可事項変更届	法人の登記簿の謄本
食鳥処理業者地位承継届	法人の登記簿の謄本
社会福祉法人等の県営住宅使用等許可申請	位置図、平面図等の関係図面
地方卸売市場開設許可申請等	法人の役員の戸籍抄本及び履歴書

- 4 次の申請等を行う場合に、当該申請等を行う理由の記載を不要とすることとした。(第11条、第13条、第15条関係)
- (1) 魚介類行商鑑札再交付申請及び魚介類行商廃業届
  - (2) 飲食店営業等廃業届
  - (3) ふぐ処理師免許証書換え申請及びふぐ取扱い営業認証書書換え申請
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

提出書類等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第9号

提出書類等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">㊞</span></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法人又は組合にあっては主 たる事務所の所在地及び名 称並びに代表者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">公園事業執行承認申請書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立自然公園条例第8条第2項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(注) 略</p>	<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">㊞</span></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法人又は組合にあっては主 たる事務所の所在地及び名 称並びに代表者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">公園事業執行承認申請書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立自然公園条例第8条第2項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>(注) 略</p>

添付書類

1～6 略

7 法人又は組合にあっては、認可申請に関する意思決定を証する書類

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

譲渡人 住 所

氏 名 ㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

譲受人 住 所

氏 名 ㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業譲渡承認申請書

公園事業者たる地位を譲渡により承継したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略

(注) 略

添付書類 1及び2 略

3 略

添付書類

1～6 略

7 法人にあっては、次に掲げる書類

ア 定款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本

イ 認可申請に関する意思決定を証する書類

8 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

9 組合にあっては、次の各号に掲げる書類

ア 組合契約書の写し

イ 認可申請に関する意思決定を証する書類

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

譲渡人 住 所

氏 名 ㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

譲受人 住 所

氏 名 ㊟

(法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公園事業譲渡承認申請書

公園事業者たる地位を譲渡により承継したいので、鳥取県立自然公園条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略

(注) 略

添付書類 1及び2 略

3 譲受人が現に公園事業の執行の承認を受けた者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記簿の謄本又は組合契約書の写し

4 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

5 略

(介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正)

第2条 介護福祉士等修学資金貸与規則(平成5年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削

る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(貸与申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康診断書</p> <p>(3) 略</p>

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第3条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、在学する看護職員養成施設又は大学院の修士課程の置かれる大学の長(以下「施設等の長」という。)を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(貸付申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、在学する看護職員養成施設又は大学院の修士課程の置かれる大学の長(以下「施設等の長」という。)を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康診断書</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

(理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第4条 理学療法士等修学資金貸付規則(昭和49年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(貸付申請)</p> <p>第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康診断書</p>

(2) 略  
(3) 略

(3) 略  
(4) 略

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第5条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示並びに別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定に該当する者とする。</p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 条例第6条第1項の規定による休学(以下単に「休学」という。)又は退学をしようとする者は、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(復学)</p> <p>第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願(様式第7号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定に該当する者で <u>心身ともに健康なものとする。</u></p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 条例第6条第1項の規定による休学(以下単に「休学」という。)又は退学をしようとする者は、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(復学)</p> <p>第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願(様式第7号)に医師の診断書その他復学の理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>

<p><u>断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</u></p> <p>別表第2(第11条関係) (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>別表第2(第11条関係) (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 健康診断書</p> <p>(4) 略</p>
---	--

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第6条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示並びに別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 条例第6条第1項の規定による休学(以下単に「休学」という。)又は退学をしようとする者は、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(復学)</p> <p>第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願(様式第7号)を知事に提出しな</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者で心身ともに健康なものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 条例第6条第1項の規定による休学(以下単に「休学」という。)又は退学をしようとする者は、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(復学)</p> <p>第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願(様式第7号)に医師の診断書その</p>

ればならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

別表第2（第11条関係）

第1看護学科	1及び2 略 3 略
第2看護学科	1～3 略 4 略
保健助産学科	1及び2 略 3 略

他復学の理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

別表第2（第11条関係）

第1看護学科	1及び2 略 3 健康診断書 4 略
第2看護学科	1～3 略 4 健康診断書 5 略
保健助産学科	1及び2 略 3 健康診断書 4 略

（鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正）

第7条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学志願手続）</p> <p>第11条 学校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第2号）を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（休学及び退学）</p> <p>第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>（入学志願手続）</p> <p>第11条 学校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第2号）を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）健康診断書</p> <p>（4）略</p> <p>（休学及び退学）</p> <p>第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第7号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第7号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(保護管理事業の認定の申請)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあっては、定款又は寄附行為</p> <p>3 略</p> <p>様式第13号(第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">保護管理事業認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p>	<p>(保護管理事業の認定の申請)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類)</p> <p>(3) 法人にあっては、定款又は寄附行為、<u>登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第13号(第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">保護管理事業認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p>



郵便番号  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者 氏名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

保護管理事業の認定を受けたいので、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第21条の規定により、次のとおり申請します。

略

注 略

添付書類

1 略

2 法人にあつては、定款又は寄附行為

郵便番号  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者 氏名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

保護管理事業の認定を受けたいので、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第21条の規定により、次のとおり申請します。

略

注 略

添付書類

1 略

2 申請者の略歴を記載した書類(法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類)

3 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第9条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和59年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号(第4条関係)</p> <p>化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)構造設備以外 変更届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)の構造設備以外に変更を生じたので、鳥取県化製場等に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住所 届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び)</p>	<p>様式第4号(第4条関係)</p> <p>化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)構造設備以外 変更届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>化製場(死亡獣畜取扱場・製造の施設・貯蔵の施設)の構造設備以外に変更を生じたので、鳥取県化製場等に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住所 届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び)</p>

(代表者の氏名 電話番号  記             )	(代表者の氏名 電話番号  記             )
略	略
添付書類 1 設置者の氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)を変更した場合にあっては、その事実を証する書類 2 略	添付書類 1 設置者の住所、又は氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)を変更した場合にあっては、その事実を証する書類 2 略

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

第10条 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
様式第7号(第7条関係)  温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書  職 氏 名 様  温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。  年 月 日  住所 届出者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号	様式第7号(第7条関係)  温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書  職 氏 名 様  温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。  年 月 日  住所 届出者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号
略	略
注 略 添付書類 <u>動力の装置を更新する場合にあっては、更新後の動力の装置の詳細を明らかにした書類</u>	注 略  添付書類 1 工事の施行方法を明らかにした図面 2 動力の装置を更新する場合にあっては、更新後の動力の装置の詳細を明らかにした書類

(鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部改正)

第11条 鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和40年鳥取県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>収入証紙 はり付け欄</p> </div> <p style="text-align: center;">魚介類行商許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 生年月日</p> <p>魚介類行商をしたいので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第2条の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>略</p> </div> <p>許可の有効期間満了の際は、現に受けている許可年月日、許可番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p> <p>備考 <u>営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。</u></p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">魚介類行商鑑札再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、事務</p>	<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>収入証紙 はりつけ欄</p> </div> <p style="text-align: center;">魚介類行商許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 生年月日</p> <p>魚介類行商をしたいので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第2条の規定により申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>略</p> </div> <p>許可の有効期間満了の際は、現に受けている許可年月日、許可番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p> <p>備考 <u>1 営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。</u> <u>2 申請者が法人の場合は、定款1部を添えること。</u></p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">魚介類行商鑑札再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、事務</p>

所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称  
及び代表者名)  
生年月日

下記のとおり魚介類行商鑑札を亡失(き損)しましたので、鳥取県魚介類行商条例第7条の規定により行商鑑札の再交付を申請します。

記

1 略

2 略

3 略

備考 略

様式第6号

魚介類行商廃業届

年 月 日

職 氏 名 様

住 所  
(法人にあつては、事務  
所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称  
及び代表者名)

年 月 日、魚介類行商を廃業しましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

備考 略

所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称  
及び代表者名)  
生年月日

下記のとおり魚介類行商鑑札を亡失(き損)しましたので、鳥取県魚介類行商条例第7条の規定により行商鑑札の再交付を申請します。

記

1 略

2 鑑札を亡失(き損)した理由

3 略

4 略

備考 略

様式第6号

魚介類行商廃業届

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
(法人にあつては、事務  
所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、名称  
及び代表者名)

下記のとおり魚介類行商を廃業しましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

記

1 廃業年月日

2 廃業の理由

備考 略

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第12条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">欄は収 り入 付証 け紙</div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住所(番地及び 方も記入すること。)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">欄は収 り入 付証 け紙</div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師名簿の訂正・ 免許証の書換え交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師名簿の登録事項(及び製菓衛生師免許証の記載事項)に変更を生じましたので、製菓衛生師法施行令第3条第2項(及び第5条第2項)の規定により製菓衛生師名簿の訂正(及び製菓衛生師免許証の書換え交付)を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ~ 3 略</p>	<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">欄は収 り入 つ証 け紙</div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師試験受験願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住所(番地及び 方も記入すること。)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 履歴書(氏名、生年月日、住所並びに学歴及び職歴のみを記載したもの) (2) 略 (3) 略</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">欄は収 り入 つ証 け紙</div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師名簿の訂正及び 免許証の書換え交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師名簿の登録事項及び製菓衛生師免許証の記載事項に変更を生じましたので、製菓衛生師法施行令第3条第2項及び第5条第2項の規定により製菓衛生師名簿の訂正及び製菓衛生師免許証の書換え交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ~ 3 略</p>

備考 次の書類を添付すること。  
 (1) 製菓衛生師名簿の訂正の場合にあつては、申請の原因たる事実を証する書類  
 (2) 製菓衛生師免許証の書換え交付の場合にあつては、免許証

様式第7号

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者住所  
氏 名

下記のとおり製菓衛生師法施行令第4条第1項(第2項)の規定により製菓衛生師名簿の登録の消除を申請します。

記

1～3 略

備考 免許証を添付すること。

備考 次の書類を添付すること。  
 (1) 免許証  
 (2) 申請の原因たる事実を証する書類

様式第7号

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者住所  
氏 名

下記のとおり製菓衛生師法施行令第4条第1項(第2項)の規定により製菓衛生師名簿の登録の消除を申請します。

記

1～3 略

備考 次の書類を添付すること。  
 (1) 消除の理由が死亡又は失踪の場合は、その事実を証する書類  
 (2) 免許証

(鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正)

第13条 鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第7号(第12条関係)</p> <p>営業許可申請書(新規・継続)</p> <p style="text-align: right;">収入証紙 はり付け欄</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p>	<p>様式第7号(第12条関係)</p> <p>営業許可申請書(新規・継続)</p> <p style="text-align: right;">収入証紙 はり付け欄</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p>

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び  
代表者の氏名）

年 月 日生

記

略

添付書類

（1）新規営業の場合は、営業所付近100メートル  
以内の見取図及び営業設備の構造を記載した図面

（2）略

注 略

様式第9号（第13条関係）

営業許可証再交付申請書

職 氏 名 様

下記の営業許可証をき損(亡失)したので、再交付を  
申請します。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び  
代表者の氏名）

記

略

添付書類

き損した営業許可証

様式第12号（第15条関係）

廃業届

職 氏 名 様

下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び  
代表者の氏名）

年 月 日生

記

略

添付書類

（1）新規営業の場合は、営業所付近100メートル  
以内の見取図、営業設備の構造を記載した図面及  
び申請者が法人の場合は、定款の写し

（2）略

注 略

様式第9号（第13条関係）

営業許可証再交付申請書

職 氏 名 様

下記の営業許可証をき損(亡失)したので、再交付を  
申請します。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び  
代表者の氏名）

記

略

添付書類

き損した営業許可証又は営業許可証を亡失した理由  
を記載した書面

様式第12号（第15条関係）

廃業届

職 氏 名 様

下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。

年 月 日  届出者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び 代表者の氏名）  記	年 月 日  届出者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び 代表者の氏名）  記
略	略
廃業年月日	廃業年月日
添付書類 略	添付書類 略

（鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第14条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">食鳥処理事業許可事項変更届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>食鳥処理の事業の許可事項について変更をしたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住所 フリガナ</p> <p>届出者 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">食鳥処理事業許可事項変更届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>食鳥処理の事業の許可事項について変更をしたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住所 フリガナ</p> <p>届出者 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">添付書類 <u>法人がその名称又は代表者を変更した場合</u> <u>にあっては、登記簿の謄本</u></p> <p>様式第4号（第5条関係）</p>



食鳥処理業者地位承継届

職 氏 名 様

食鳥処理業者の地位を相続（合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

フリガナ

届出者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

食鳥処理業者地位承継届

職 氏 名 様

食鳥処理業者の地位を相続（合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

フリガナ

届出者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

添付書類 相続又は合併若しくは分割の事実を証する書面（相続人が2人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあつては、その旨を証する書面も併せて添付すること。）

略

添付書類

- 1 相続又は合併若しくは分割の事実を証する書面（相続人が2人以上あり、かつ、地位を承継すべきものを選定した場合にあつては、その旨を証する書面も併せて添付すること。）
- 2 法人にあつては、登記簿の謄本

（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正）

第15条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品）</p> <p>第27条 条例第17条の規則で定めるふぐ加工製品は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）ふぐちり材料その他加熱等の簡易な調製で食用に供されるもの</p>	<p>（ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品）</p> <p>第27条 条例第17条の規則で定めるふぐ加工製品は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）ふぐちり材料その他加熱等の簡易な調整で食用に供されるもの</p>

(3) 略

様式第3号(第10条関係)

ふぐ処理師免許証書換え申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の  
規定による免許証の書換えを受けたいので、次のとお  
り申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

略		
略	略	
略	変更年月日	年 月 日

添付書類 略

様式第9号(第22条関係)

ふぐ取扱い営業認証書書換え申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の  
規定による認証書の書換えを受けたいので、次のとお  
り申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名)

電話番号

略
---

(3) 略

様式第3号(第10条関係)

ふぐ処理師免許証書換え申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の  
規定による免許証の書換えを受けたいので、次のとお  
り申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

略		
略	略	
略	変更年月日	年 月 日
	変更の理由	

添付書類 略

様式第9号(第22条関係)

ふぐ取扱い営業認証書書換え申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の  
規定による認証書の書換えを受けたいので、次のとお  
り申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名)

電話番号

略
---

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">変更年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 略</p> <p>様式第12号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱い営業認証書返納届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第26条の規定によるふぐ取扱い営業認証書の返納について、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返 納 の 理 由 (該当する番号を で 囲むこと。)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">添付書類 略</p>	略			略	変更年月日	年 月 日	略		返 納 の 理 由 (該当する番号を で 囲むこと。)	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">変更年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">変更の理由</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 略</p> <p>様式第12号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱い営業認証書返納届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第26条の規定によるふぐ取扱い営業認証書の返納について、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 に 受 け て い る 認 証</td> <td style="text-align: center;">返 納 の 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">添付書類 略</p>	略			略	変更年月日	年 月 日	略	変更の理由		略		現 に 受 け て い る 認 証	返 納 の 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)
略																								
略	変更年月日	年 月 日																						
略																								
返 納 の 理 由 (該当する番号を で 囲むこと。)	略																							
略																								
略	変更年月日	年 月 日																						
略	変更の理由																							
略																								
現 に 受 け て い る 認 証	返 納 の 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)																							

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第30号 (第16条の3関係)</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等使用(変更)許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり県営住宅を使用(変更)したいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) (電話番号 )</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第30号 (第16条の3関係)</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等使用(変更)許可申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり県営住宅を使用(変更)したいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) (電話番号 )</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略 添付書類</p> <p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略 添付書類</p> <p><u>1</u> 関係図面(位置図、平面図等) <u>2</u> 略 <u>3</u> 略</p>

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第17条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 養成課程等に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略 (4) 略</p>	<p>(入学志願手続)</p> <p>第11条 養成課程等に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 健康診断書 (4) 略 (5) 略</p>

(休学及び退学)

第15条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第16条 休学中の学生は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第7号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(休学及び退学)

第15条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第5号)又は退学願(様式第6号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第16条 休学中の学生は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第7号)に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第18条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第45条)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(市場の開設の許可申請書の添付書類)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(市場の開設の許可申請書の添付書類)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 従業員の戸籍抄本及び履歴書</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(卸売業務の許可申請書の添付書類)</p> <p>第5条 条例第5条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる書類</p>	<p>(卸売業務の許可申請書の添付書類)</p> <p>第5条 条例第5条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1項第1号から第4号までに掲げる書類</p>

## 2 略

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書の添付書類)

第10条 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合であって、当該申請者のうちに法人である者があるときは、その法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(3) 略

(4) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類

## 2 略

3 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が合併に係るものである場合には、当該申請者及び合併法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(3) 略

(4) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類

4 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が分割に係るものである場合には、当該申請者及び分割法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(4) 略

(5) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類

## 2 略

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書の添付書類)

第10条 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合であって、当該申請者のうちに法人である者があるときは、その法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(3) 略

(4) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる書類

## 2 略

3 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が合併に係るものである場合には、当該申請者及び合併法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(3) 略

(4) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる書類

4 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申請が分割に係るものである場合には、当該申請者及び分割法人についての次に掲げる書類とする。

(1)~(4) 略

(5) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる書類

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。